

【現行】

(3) 酒田市光ヶ丘陸上競技場

ア 競技場若しくは屋内走路又は競技場及び屋内走路を単独で使用する
場合

使用区分		使用料
アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料を徴収し ない場合	高校生 以下 1時間につき 540円
		一般 1時間につき 1,080円
	入場料を徴収す る場合	高校生 以下 1時間につき 1,080円
		一般 1時間につき 2,160円
アマチュアスポーツ以外の用 途に使用する場合	入場料を徴収しない場 合	1時間につき 3,780円
	入場料を徴収する場合	1時間につき 6,480円

摘要 屋内走路の単独使用は、教育委員会が認めた大会、講習会等に
限る。

イ 競技場若しくは屋内走路又は競技場及び屋内走路を個人で使用する
場合

使用区分	使用料	年間使用料
中学生以下	1日につき 50円	3,880円
高校生	1日につき 100円	6,480円
一般	1日につき 210円	12,960円

摘要 年間使用料を納付している場合でも、アにより単独で使用され
ている場合は、使用できないものとする。

【令和元年10月1日改正】 消費増税内容

(3) 酒田市光ヶ丘陸上競技場

ア 競技場若しくは屋内走路又は競技場及び屋内走路を単独で使用する
場合

使用区分		使用料
アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料を徴収し ない場合	高校生 以下 1時間につき 550円
		一般 1時間につき 1,100円
	入場料を徴収す る場合	高校生 以下 1時間につき 1,100円
		一般 1時間につき 2,200円
アマチュアスポーツ以外の用 途に使用する場合	入場料を徴収しない場 合	1時間につき 3,850円
	入場料を徴収する場合	1時間につき 6,600円

摘要 屋内走路の単独使用は、教育委員会が認めた大会、講習会等に
限る。

イ 競技場若しくは屋内走路又は競技場及び屋内走路を個人で使用する
場合

使用区分	使用料	年間使用料
中学生以下	1日につき 50円	3,960円
高校生	1日につき 110円	6,600円
一般	1日につき 220円	13,200円

摘要 年間使用料を納付している場合でも、アにより単独で使用され
ている場合は、使用できないものとする。

【令和2年4月1日改正】 使用料見直内容

(3) 酒田市光ヶ丘陸上競技場

ア 競技場若しくは屋内走路又は競技場及び屋内走路を単独で使用する
場合

使用区分	使用料
高校生以下	1時間につき 550円
一般	1時間につき 1,100円

備考 屋内走路の単独使用は、教育委員会が認めた大会、講習会等に
限る。

→入場料を徴収する場合等は割増料金となります。

イ 競技場若しくは屋内走路又は競技場及び屋内走路を個人で使用する
場合

使用区分	使用料	年間使用料
中学生以下	1日につき 50円	3,960円
高校生	1日につき 110円	6,600円
一般	1日につき 220円	13,200円

備考 年間使用料を納付している場合でも、アにより単独で使用され
ている場合は、使用できないものとする。